

資 料

資料

1 計画策定までの経過

年度	期 日	内 容
令和6年度	令和6年 9月13日～9月30日	委員公募
	10月29日	第1回 北塩原村こども・子育て会議 ・北塩原村こども・子育て計画における骨子案について (1) こども・若者、子育てを取り巻く現状 (2) 北塩原村こども・子育て計画の基本的な考え
	11月14日～11月28日	(子育てアンケートの実施) (こども・若者の意識調査の実施)
	12月24日	第2回 北塩原村こども・子育て会議 ・北塩原村こども・子育て計画素案について
	令和7年 1月10日～1月24日	北塩原村こども・子育て計画案についての意見募集 (パブリックコメント)
	2月21日	第3回 北塩原村こども・子育て会議 ・北塩原村こども・子育て計画最終案について

2 北塩原村こども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 こども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するに当たり、こども・若者・子育て関係者等から広く意見を聴取し、調査審議するため、北塩原村こども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 北塩原村こども・子育て計画の策定に関すること。
- (2) こども・若者・子育て関係者等の意見の反映に関すること。
- (3) こども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、こども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) こどもの保護者
- (2) こども・子育て支援事業に従事する者
- (3) こども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係行政機関
- (5) 福祉関係機関
- (6) 商工・労働関係機関
- (7) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1名置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(北塩原村子ども・子育て会議設置要綱の廃止)
- 2 北塩原村子ども・子育て会議設置要綱（令和元年北塩原村訓令第1号）は、廃止する。
(委員の任期の特例)
- 3 この要綱により最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。
(会議の招集の特例)
- 4 この要綱により招集される最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

3 北塩原村子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年10月29日～令和9年3月31日

(敬称略・順不同)

構成	分野	氏名	所属・職	備考
こどもの保護者	保護者	鈴木 恵一	北塩原村小中学校PTA連絡協議会会長 さくら小学校PTA会長	
		遠藤 正志	北塩原村立幼稚園保護者会長 北塩原村立裏磐梯幼稚園保護者会会長	
		関口 楓	芙蓉保育園保護者代表	
こども・子育て 支援に従事する者	保育・幼児 教育	大竹 早苗	社会福祉法人芙蓉会 芙蓉保育園園長	
		遠藤 晴香	北塩原村立幼稚園副園長 裏磐梯幼稚園副園長	
	支援団体	福田 いづみ	NPO 法人クラブまちてらす きたかた子育てサポート・センター長	
こども・子育て 支援に関し 学識経験のある者	学識経験者	木村 淳也	会津大学短期大学部幼児教育・ 福祉学科准教授	会長
		穴澤 智恵子	北塩原村教育委員会委員	
		村松 泰二郎	北塩原村学校経営研究協議会会長 裏磐梯小学校校長	
関係行政機関	行政	佐藤 梨江子	北塩原村教育委員会教育課教育係長	
		田澤 薫	北塩原村子育て世代包括支援センター 保健福祉課保健係保健技師	
福祉関係機関	福祉	小椋 渉	社会福祉法人北塩原村 社会福祉協議会会長	
		鈴木 知美	北塩原村民生児童委員協議会 主任児童委員	
		齋藤 恵美子	北塩原村民生児童委員協議会 主任児童委員	
商工・労働 関係機関	労働・経済	佐藤 憲信	北塩原村商工会会長	
その他村長が 認める者	議会	遠藤 祐一	北塩原村議会経済厚生常任委員会委員長	副会長
	公募	伊藤 敦美	子育て世帯	
		工藤 麻美		
		小高 遊		

4 用語説明

【か行】

■教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のこと。

■合計特殊出生率

その年における 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が生涯に産む子どもの平均数にあたる数値。

■子育て世代包括支援センター

母子保健法により市町村が設置するセンターで、専門的な知識や経験を持つスタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の保健・福祉・医療などの関係機関と連携調整を行うなどにより、子育て期に係る切れ目のない支援を提供する機関。

■こども家庭センター

児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行い、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援と乳幼児期の健全な成長を切れ目なく支援するため、母子保健及び幼児期における教育の充実を図る機関。

【さ行】

■支援員

障がい等のある児童生徒が、適切な教育を受けることができるよう、小・中学校において介助と身の生活支援等を行うため配置している職員のこと。

■情報活用能力(リテラシー)

情報を効果的に収集、分析、評価、活用する能力のこと。

■食育

食に関するさまざまな体験を通して、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

■スクールカウンセラー

児童生徒や保護者から悩みを聞き、心のケアを行うため、「心の専門家」として相談・支援を行う。

■スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力をしながら問題の解決を図る専門職で、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通じ、児童・生徒の支援を行う。

資 料

■青少年健全育成

こどもや若者が心身ともに健康に成長し、社会に適応できるように支援する取り組み。

【た行】

■男女共同参画事業

男女が平等に社会参加し、機会を享受できるようにするため、性別に関わらずすべての人がその能力を発揮できる社会を目指す事業。

■地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、妊婦健康診査などがある。

■特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【な行】

■認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことで、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つのタイプがある。

■妊婦健康診査

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないか等を確認するため、公費負担により医療機関において行う定期的な健診。

【は行】

■パブリック・コメント

村が施策に関する計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容等の必要事項を公表し、これらについて提出された村民等の意見や情報を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する村の考え方を公表する一連の手続き。

■プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来の妊娠を考え、自らの生活や健康管理に向き合うこと。

■ペアレント・プログラム

保護者等を対象にした教育プログラムで、子育てに関する知識やスキルを向上させ、親が子どもに対してより良いサポートの提供ができるよう目指す計画のこと。

【や行】

■ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められることも・若者のこと。

■要保護児童対策地域協議会

保護が必要な児童への適切な対応を図るため、市町村等の行政機関、学校等の関係施設、民生児童委員等の民間団体が参加し、児童や保護者等の情報交換や支援内容の協議を行う機関。

令和7年3月31日 発行

発行 福島県耶麻郡北塩原村
福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地
TEL (0241) 23-3111 (代表)
FAX (0241) 25-7358
<https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp>
info@vill.kitashiobara.fukushima.jp

編集 福島県耶麻郡北塩原村保健福祉課